

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 23.12.2 第 179 回国会第 5 号

12 月 2 日（金）第 5 回の委員会が開かれました。

1 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案（内閣提出第 5 号）

・参考人から意見を聴取しました。

（参考人）全国 B 型肝炎訴訟全国原告団代表

谷 口 三枝子君

・小宮山厚生労働大臣、辻厚生労働副大臣、藤田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

・岡本充功君外 2 名（民主、自民、公明）提出の修正案について、提出者岡本充功君（民主）から趣旨説明を聴取しました。

・柿澤未途君（みんな）提出の修正案について、提出者柿澤未途君（みんな）から趣旨説明を聴取しました。

・柿澤未途君（みんな）提出の修正案に対し、国会法第 57 条の 3 の規定により内閣の意見を聴取したところ、小宮山厚生労働大臣から、「反対である」旨の発言がありました。

・原案及び両修正案に対し、高橋千鶴子君（共産）及び阿部知子君（社民）が討論を行いました。

・柿澤未途君（みんな）提出の修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。

（賛成 - 共産、社民、みんな 反対 - 民主、自民、公明）

・岡本充功君外 2 名（民主、自民、公明）提出の修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。

（賛成 - 民主、自民、公明、共産、社民 反対 - みんな）

・修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

（賛成 - 民主、自民、公明、共産、社民 反対 - みんな）

・和田隆志君外 5 名（民主、自民、公明、共産、社民、みんな）から提出された附帯決議案について、加藤勝信君（自民）から趣旨説明を聴取しました。

・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。

（賛成 民主、自民、公明、共産、社民、みんな）

（質疑者及び主な質疑内容）

中 根 康 浩君（民主）

- ・平成 18 年最高裁判決で国の責任が認められたこと、基本合意書を締結したことを踏まえ、集団予防接種等により B 型肝炎ウイルスに感染した被害者に対する厚生労働大臣の今の気持ちを伺いたい。
- ・給付金の請求期間を 5 年間とした理由は何か。感染被害者の請求する権利を制限するものではないかとの疑念も示されているが、そうではないことを確認したい。
- ・給付を確実にするためには財源確保が重要であるが、そのために社会保障費を削減することはあってはならない。厚生労働省としてどのように取り組むのか伺いたい。

あ べ 俊 子君（自民）

- ・本日ご意見を伺った全国 B 型肝炎訴訟全国原告団代表である谷口参考人の思いをどのように受け止めているのか厚生労働大臣に伺いたい。

- ・既に母親や年長のきょうだいが死亡しており、母子感染でないことを証明するための血液検査ができない場合、給付金の支給は受けられないことになるのか確認したい。
- ・発症後 20 年を経過した肝硬変、肝がん患者等が提訴した場合にも誠実に対応していくことを厚生労働大臣に約束して欲しいが、どうか。

古 屋 範 子君（公明）

- ・発症後 20 年を経過した肝硬変、肝がんの患者等に対しても裁判所の和解協議で真摯かつ丁寧に対応すべきではないか。
- ・薬害 C 型肝炎の感染被害について、カルテ等がない肝炎患者の救済に向け、訴訟、医療、生活にわたる相談体制の整備が必要と考えるが、厚生労働大臣の見解を伺う。
- ・B 型肝炎予防のための効果が高い B 型肝炎ワクチンを予防接種法上の定期接種に位置付けるべきではないか。

高橋 千鶴子君（共産）

- ・ B型肝炎訴訟に係る基本合意書締結から5か月が経過したが、和解に至った人数が少ない。和解に必要な資料を厳しくしすぎて和解を遅らせることがあってはならないと考えるが厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・ 厚生労働省における和解金の支払いに要する費用の試算の基となった患者、無症候性キャリア等約45万人を政府は全てきちんと救済するということがよいか。
- ・ 基本合意書で発症後20年を経過した肝硬変、肝がんの患者等に触れていないのは対応を立法機関に委ねたためである。本法律案でこれらの者を「除く」とした理由は何か。また、今後、これらの者については、和解協議の中で対応していくことを確認したい。

阿部 知子君（社民）

- ・ 発症後20年を経過した肝硬変、肝がんの患者等を救済していくことが立法府にいる者の役割と考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

- ・ 医療機関に個別に委託している肝炎ウイルスの無料検査体制を整備するための予算を単年度ごとではなく連続的、計画的に獲得していくべきではないか。
- ・ 肝炎ウイルス検査で陽性となった者に対してこの救済法の情報を届けることまでは、行政の責任であると明確にすべきではないか。

柿澤 未途君（みんな）

- ・ 政府は本法律案の対象者について発症から20年を経過した慢性肝炎患者を含む現在の患者数を4万5千人としているが、死亡、肝がん、肝硬変（重度及び軽度）、慢性肝炎の内訳を伺いたい。
- ・ 平成18年最高裁判決から平成20年3月以降に、全国で訴訟が提起されるまでの3年の間、政府は集団予防接種等によるB型肝炎ウイルスの感染被害者について調査や救済措置の検討を行ったのか。
- ・ 本法律案では、基本合意書に詳細に明記されている症状の程度の判断基準を省令で定めるが、省令で基準がきちんと守られるのか確認したい。